

各都道府県消防防災主管部長 殿

消防庁国民保護・防災部防災課防災情報室長

(公印省略)

災害情報伝達手段としてのドローンの活用について（通知）

平素から、消防防災行政の推進に御尽力いただき厚く御礼申し上げます。

防災行政無線等は、PUSH型の一斉同報手段であり、スマートフォン等を持たない住民へも情報を伝達することができるなどの特長を持つことから、災害時の主たる情報伝達手段として、消防庁ではその整備を推進しています。

一方で、従来の屋外スピーカーを用いた防災行政無線の放送は、沿岸部で広範囲に災害情報伝達を行うには多数の設備が必要であること、山間部などにおいて地理的条件によっては設備設置のハードルが高い場合があるなど、放送を行うための設備設置を推進する上で課題が存在しています。

これらの課題を解決するため、消防庁では、令和7年度に「災害情報伝達手段としてのドローンの活用に関する検討会」を開催して災害情報伝達手段としてのドローンの有効性を確認し、スピーカーを搭載したドローンを防災行政無線等の補助として用いる際の留意事項についてとりまとめましたのでお知らせします。\*

なお、地方公共団体の防災部局において災害情報伝達手段としてスピーカーを搭載したドローンを導入する場合は、「ドローンによる消防防災力の強化に向けた取り組みについて（通知）」（令和7年4月1日付け消防消第85号、消防災第48号）のとおり、緊急防災・減災事業債の対象とされています。

貴職におかれましては、貴都道府県内の市町村に対してもこの旨周知されるようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第37条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

※スピーカーを搭載したドローンを防災行政無線等の補助として用いる際の留意事項については、令和7年度災害情報伝達手段としてのドローンの活用に関する検討報告書に掲載しているため、参考としていただきたい。

URL: [https://www.fdma.go.jp/singi\\_kento/kento/items/post-181/04/houkokusyo.pdf](https://www.fdma.go.jp/singi_kento/kento/items/post-181/04/houkokusyo.pdf)

以上

(問い合わせ先)

消防庁 国民保護・防災部防災課

防災情報室

担当：池町、勝山、林、津辻、中村

TEL：03-5253-7526

E-mail: bgm-boujo@ml.soumu.go.jp